

令和 8 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問 通 告 事 項

	檀 上 政 樹 議 員 (市 民 連 合)	質 問 方 式 : 一 問 一 答 方 式
6 月 18 日	<p>1 「予防的福祉」からみた、母子生活困窮者への支援について 近年、DV被害、経済的困窮、ひとり親家庭の生活不安などを背景として、母子世帯を取り巻く環境は厳しさを増しており、その中で「母子生活支援施設」が果たす役割は一層重要となっている。現在、本市の母子生活支援施設では、DV被害、生活困窮、離婚前後の不安定な状況など複合的課題を抱える母子世帯への入所支援を行っており、安全な住居提供以外に、心のケア、就労や子育ての支援、法的・医療・家計の相談、対人関係の調整、そして退所後の生活再建や自立支援まで含めた総合的な支援が行われている。</p> <p>母子生活支援施設を単なる一時避難的な“施設”として位置付けるのではなく、入所後の母子の生活再建、自立支援、子どもの養育環境維持を支える重要な社会基盤と位置づけ、住宅・福祉・教育・就労・子育て支援を横断的につなぐ「地域包括支援拠点」として機能強化していく視点が必要ではないか。</p> <p>そこで、本市における母子生活支援施設への入所支援体制について伺う</p> <p>(1) 過去 10 年間の、本市からの、母子生活支援施設への「相談件数」「入所希望件数」および「実際の入所措置件数」について、「尾道市内にある施設」への実績と、「尾道市外にある施設」への委託実績の内訳をお示しください</p> <p>(2) 入所に至った理由、または入所を希望された理由について、「DV被害（緊急避難含む）」によるものと、「それ以外の理由（経済的困窮など）」によるものそれぞれの内訳をお示しください</p> <p>(3) 施設への入所措置以外に、「在宅支援」の措置もあると思いますが、その場合、市ではどのような支援をされているのか、具体的な内容をお示し下さい</p> <p>(4) 母子生活支援施設は、母子世帯の命と生活を守る最後のセーフティネットの一つです。 今後の尾道市において、誰一人取り残さない支援体制をどのように構築していく考えか、市長の見解を伺います</p> <p>(5) 母子生活支援は、単なる福祉支出ではなく、DV再被害防止、子供の貧困対策、自立促進など、「予防的福祉」という観点から将来的な社会コスト抑制にもつながると考えますが、市長の見解を伺います</p>	

<p>6 月 18 日</p>	<p>2 本市における農地維持保全対策について 国は現在、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足や担い手不足、耕作放棄地の増加などの課題解決のため、農地の集約を始めとする「農業の大規模化」を進め、「地域計画」の策定を推進している。「農地中間管理機構（農地バンク）」を活用し、農地を特定の担い手へ集約して農業を効率化し、生産性の向上を図る計画である。</p> <p>しかし、一部地域を除いて、多くの農地が小規模・点在している本市においては、特定の担い手へ集約し、農業生産の効率化や生産性を高めることは難しいと考える。</p> <p>今後も進む人口減少と高齢化の中、持続可能な地域づくりを進めていくためには、農地を単なる生産基盤としてではなく、地域資源として捉え直す必要があるのではないか</p> <p>(1) 現在、耕作放棄地となっている農地の実態をどのように把握しており、そのうち小規模かつ点在する農地について、どのような課題認識と今後の取組みを考えておられるのか、市長の見解を伺う</p> <p>(2) 現在、本市で「地域計画」が策定されているが、ここに示されている現状と課題に対し、今後どのように取り組まれるのか、農地維持保全の観点も踏まえた、市長の見解を伺う</p>
-----------------------------	---